

重要事項説明書

(地域密着型特定施設入居者生活介護)

社会福祉法人 守皓会

ケアハウス愛宕苑

当施設は介護保険の指定を受けています。
(指定 第3091500037)

【目次】

1. 施設経営法人	1ページ
2. ご利用施設	1ページ
3. 契約締結からサービス提供までの流れ	1ページ
4. 居室の概要	2ページ
5. 職員の配置状況	3ページ
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	4ページ
7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	8ページ
8. 夜間、緊急時の対応について	9ページ
9. 外泊、入院された場合の取り扱いについて	9ページ
10. 身元引受人	9ページ
11. 苦情の受付について(契約書第23条参照)	10ページ
12. サービス提供における事業者の義務	10ページ
13. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	11ページ
14. 施設利用の留意事項	11ページ
15. 重度化した場合における対応に係る指針	12ページ
16. 連帯保証人	13ページ

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 守皓会
- (2) 法人所在地 和歌山県有田市宮崎町 841-1
- (3) 電話番号 0737-(82)-0688
- (4) 代表者氏名 理事長 成川 暢彦
- (5) 設立年月 平成2年9月1日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

地域密着型特定施設入居者生活介護(平成19年4月10日指定 和歌山県第3091500037号)

(2) 施設の目的

地域密着型特定施設入居者生活介護施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(入居者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設をご利用いただき施設サービスを提供します。

(3) 施設の名称

ケアハウス愛宕苑

(4) 施設の所在地

和歌山県有田市港町9-1

(5) 電話番号

0737-82-0600

(6) 管理者氏名

山下 雅康

(7) 当施設の運営方針

人間性・人の輪・ノーマライゼーションの精神を理念に掲げ、「思いやり」「感受性を豊かに」「創造性」「合理性」を根幹においたサービスの実践を行動指針としています。

(8) 開設年月

平成19年4月10日

(9) 入所定員

22名(平成20年8月4日より)

(10) 建物の構造

鉄筋コンクリート 地上5階

(11) 建物延べ床面積

5166.69㎡

(12) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

介護老人福祉施設事業、短期入所生活介護事業、通所介護事業

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。施設サービス計画(ケアプラン)の作成及びその変更は次の通り行います。

- ①当施設の介護支援専門員に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を

担当させます。

- ②担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ③施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4.居室の概要

(1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	22室	トイレ・洗面台・流し台・ベッド・エアコン・ダンス設置
食堂	2室	
機能訓練室	1室	トレーニングマシン2(他の事業所と兼用)
浴室	4室	家庭浴槽1・中間浴槽1 特殊浴槽1(他の事業所と兼用) 一般浴槽1(他の事業所と兼用)
医務室	1室	他の事業所と兼用

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型特定施設入居者生活介護施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

※居室等に関する特記事項

すべての居室には、冷暖房完備・スプリンクラーを設置しています。尚、各居室には洋式トイレを設置していますが、ご契約者の心身の状況により居室でポータブルトイレを使用させていただく場合もあります。

5.職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	指定基準
管理者	1名	1名
介護職員	9名以上	7.3名
生活相談員	1名以上	1名
看護職員	1名以上	1名
機能訓練指導員	1名以上	1名
介護支援専門員	1名以上	1名
栄養士	1名以上	1名
調理員	必用人数	必要人数
事務員	必用人数	必要人数

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
管理者	8:30～17:30
介護職員	早出／ 7:00～16:00 日勤／ 8:30～17:30 遅出／10:30～19:30 夜勤／17:15～10:15
看護職員	早出／ 7:30～16:30 日勤／ 8:30～17:30
機能訓練指導員	8:30～17:30
生活相談員 介護支援専門員	8:30～17:30

【配置職員の職種】

○介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに、健康保持のための相談・援助等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

○生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

○看護職員

主にご契約者の健康管理や医療上の看護を行いますが、日常生活上の介護等も行います。

○機能訓練指導員

ご契約者の機能訓練を担当します。

○介護支援専門員

ご契約者に係る施設サービス計画を作成します。

6.当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対し下記のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額をご契約者に負担して頂く場合があります。

(1)当施設が提供する基準介護サービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、管理費、生活費等を除いた通常9割が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

① 食事

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 入浴

家庭浴槽又は中間浴槽、特殊浴槽を利用し、週2回入浴を行います。入浴できなかった場合は清拭を行います。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体機能を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

看護職員が協力病院、または、かかりつけ医と連携をとり健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。また清潔で快適な生活のため、適切な整容が行われるよう援助します。

【サービス利用料金】(契約書第6条参照)

・施設サービス費(介護保険負担割合証:利用者負担の割合が1割の場合)

施設サービス費用											
日額		月額				①処遇改善加算	②特定処遇改善加算	③ベースアップ等支援加算	計 (A+①+②+③)		
基本サービス費	夜間看護体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	科学的介護推進体制加算Ⅰ					A計 (日額+月額)	
要介護1	¥546	¥10	¥22	¥80	¥30	¥40	8・3%乗じた額	2・7%乗じた額	1・6%乗じた額	¥19,694	
要介護2	¥614						¥17,490	¥1,452	¥472	¥280	¥21,991
要介護3	¥685						¥19,530	¥1,621	¥527	¥312	¥24,389
要介護4	¥750						¥21,660	¥1,798	¥585	¥347	¥26,585
要介護5	¥820						¥23,610	¥1,960	¥637	¥378	¥28,949
							¥25,710	¥2,134	¥694	¥411	

・施設サービス費（介護保険負担割合証：利用者負担の割合が2割の場合）

施設サービス費用											
日額		月額				①処遇改善加算	②特定処遇改善加算	③ベースアップ等支援加算	計 (A+①+②+③)		
基本サービス費	夜間看護体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	科学的介護推進体制加算Ⅰ					(A)計 (日額+月額)	8・3% の費用へ
要介護1	¥546	¥10	¥22	¥80	¥30	¥40	¥34,980	¥2,903	¥944	¥560	¥39,387
要介護2	¥614						¥39,060	¥3,242	¥1,055	¥625	¥43,982
要介護3	¥685						¥43,320	¥3,596	¥1,170	¥693	¥48,778
要介護4	¥750						¥47,220	¥3,919	¥1,275	¥756	¥53,170
要介護5	¥820						¥51,420	¥4,268	¥1,388	¥823	¥57,899

・施設サービス費（介護保険負担割合証：利用者負担の割合が3割の場合）

施設サービス費用											
日額		月額				①処遇改善加算	②特定処遇改善加算	③ベースアップ等支援加算	計 (A+①+②+③)		
基本サービス費	夜間看護体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	科学的介護推進体制加算Ⅰ					(A)計 (日額+月額)	8・3% の費用へ
要介護1	¥546	¥10	¥22	¥80	¥30	¥40	¥52,470	¥4,355	¥1,417	¥840	¥59,081
要介護2	¥614						¥58,590	¥4,863	¥1,582	¥937	¥65,972
要介護3	¥685						¥64,980	¥5,393	¥1,754	¥1,040	¥73,167
要介護4	¥750						¥70,830	¥5,879	¥1,912	¥1,133	¥79,755
要介護5	¥820						¥77,130	¥6,402	¥2,083	¥1,234	¥86,848

【上表の費用について】

・科学的介護推進体制加算＝40円／月

ADL、栄養、口腔、認知症、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じサービス計画を見直すなど必要な情報を適切に活用する場合に頂くものです。

・夜間看護体制加算＝10円／日

常勤の看護師を1名以上配置し、24時間のオンコール体制が整備されていることについて頂く費用で

す。

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)=22円/日

介護職員の総数に占める介護福祉士の割合を70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合を25%以上配置した場合にいただく費用です。

・医療機関連携加算=80円/月(在籍期間が14日以上/月の場合に限る。)

医師と連携し健康管理を行い、定期的な記録を整備していることについて頂く費用です。

・口腔衛生管理体制加算=30円/月

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていることに対して頂く費用です。

・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)=1月あたりの所定単位数に8.2%を乗じる。

・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)=1月あたりの所定単位数に1.8%を乗じる。

介護職員の賃金の改善について、法人全体で取り組み、資質の向上を計画的に行っていることに対して頂く費用です。

・介護職員等ベースアップ等支援加算=1月あたりの所定単位数に1.5%を乗じる。

介護職員の賃金のベースアップを目的とした加算として頂く費用です。

【必要に応じて頂く費用について】

・看取り介護加算

医師が回復の見込みがないと判断した上で、ご契約者もしくはご家族との同意のもと看取り介護を実施した場合に頂く費用です。

○ 亡くなられた日=1,280円

○ 亡くなられた日の前日及び前々日=680円

○ 亡くなられた日以前4日から遡って30日以下=144円

○ 亡くなられた日から遡って45日前から31日前=72円

・栄養スクリーニング加算

ご契約者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ご契約者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む)を介護支援専門員に文書で共有した場合に頂く費用です。

○ 5円(6月に1回を限度とする)

(2) (1)以外のサービス(契約書第5条、第6条参照)

①管理費

→別途料金規程参照。

②生活費

→別途料金規程参照。

③サービスの提供に要する費用

→別途料金規程参照。

④水道代

居室内で使用される水道代をご負担いただきます。水道使用量はメーターにて計測します。

⑤電気代

居室内で使用される電気代をご負担いただきます。電気使用量はメーターにて計測します。

⑥オムツ代

必要に応じ実費負担が必要です。

⑦外出・通院等の費用

→別途料金規程参照。

⑦ 特別な食事

事前にお申し出のあった場合、ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供しますが、費用の実費負担が必要となります。

⑨理美容代

理美容室に関しては外部業者に委託しています。

→利用料金:カットのみ1,500円

⑩貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

＜お預かりするもの＞

ア)施設指定金融機関の預貯金通帳

イ)上記金融機関へ届け出た印鑑

ウ)年金・恩給証書

エ)健康保険証

オ)老人医療受給者証及び健康手帳

カ)介護保険証及び介護保険負担割合証

キ)医療及び介護保険に係る減免認定証

ク)身体障害者手帳

ケ)その他(上記ア以外の預貯金通帳、上記イ以外の印鑑、株券、国債、有価証券、宝石・貴金属類、土地・建物等の権利書、遺言状、贈与契約書、印鑑登録カード等)

※預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。尚、保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成します。

→利用料金:1ヶ月あたり300円(但し上記ケを含む場合は1ヶ月あたり500円)

⑪レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

→利用料金:材料費等の実費

⑫行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際には職員にお申し出ください。

→利用料金:手続料金等の実費

⑬日常生活品費用

ご契約者の日常生活品の購入が施設にてできます。ご希望の際には職員にお申し出ください。

→利用料金:別途料金規程参照

⑭複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物等を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

→利用料金:15円(1枚あたり)

⑮居室内のテレビの使用について

自宅から持ち込んだテレビを使用する場合には、回線使用料が必要です。また、テレビの貸し出しを希望される場合は、レンタル料と回線使用料が必要となります。尚、設置開始及び撤去時には、書面での届け出が必要となります。

→利用料金:回線使用料100円/日、レンタル料50円/日

(3)利用料金のお支払方法(契約書第6条参照)

利用料の支払いは口座振替となります。以下の金融機関にて予め手続きしていただく必要があります。

★きのくに信用金庫箕島支店(箕島本町426-3 電話0737-82-2136)

振替日は請求書が届いた月の20日となります。(土日祝日の場合は翌営業日)
尚、領収書は原則として翌月の請求書に同封させていただきますので、予めご了承ください。

(4) 健康管理について

- ①医療を必要とする場合は、希望により下記の協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。(但し、優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、診察・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力病院	医療機関の名称	医療法人 千徳会 桜ヶ丘病院
	所在地	和歌山県有田市箕島904
	診療科	内科、胃腸科、婦人科、放射線科、眼科、腎センター リハビリテーション科
協力歯科医院	医療機関の名称	大中歯科医院
	所在地	和歌山県有田市初島町里2107-1
	診療科	歯科

- ②常勤の看護職員を1名以上配置し、ご契約者の診療情報等、健康管理に必要な情報を提供し、協力医療機関との連携を図る体制を整備しています。
- ③入居時及び入居後についても、以下の対応を協力病院にて実施します。

年1回	健康診断
月1回	医療機関連携加算に準じ、日常の健康管理を行います。

7. 施設を退居していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する月は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。(契約書第14条参照)

- | |
|---|
| ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 |
| ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合 |
| ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 |
| ⑤ご契約者から退居の申し出があった場合(詳細は以下をご覧ください。) |
| ⑥事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は以下をご覧ください。) |

(1) ご契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに退居届をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合(契約解除)(契約書第 17 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設を退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第 19 条参照)

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

○検査入院等、短期入院の場合

1 か月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金はご負担いただきます。

○上記を超える入院の場合

上記を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受け入れ準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室をご利用いただく場合があります。

○3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

8. 夜間、緊急時の対応について

ケアハウスに勤務する看護職員だけでなく、併設する特別養護老人ホーム愛宕苑の看護職員とも連携を図り、24時間連絡可能なオンコール体制を整備しています。

また、緊急時以外でも介護職員が看護職員と連絡をとり、指示を仰ぐ体制を整備しています。

9. 事故発生時の対応について(契約書第 11 条、12 条、13 条参照)

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご契約者の家族、主治医、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。損害賠償についても、事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

10. 外泊、入院された場合の取り扱いについて

入院期間が3か月以内の場合は、退院後再び入居することができます。ただし、外泊、入院期間中であつても管理料、サービスの提供に要する費用、貴重品管理料は、ご負担いただくことになります。

11. 身元引受人

- ① 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、ご契約者において社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- ② 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えております。
- ③ 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。また、こればかりでなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更に当施設と協力・連携して退所後のご契約者の受け入れ先を確保するなどの責任を負うことになります。
- ④ ご契約者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や遺留金品の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の物品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
- ⑤ 身元引受人が死亡したり、破産宣告を受けた場合には、事業者は新たな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

12. 苦情の受付について(契約書第 23 条参照)

(1) 当施設における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。また、苦情受付箱を1階に備えております。

○ 苦情受付担当者

生活相談員 江川 直人 電話 0737-82-0600

受付日時 毎週月曜日～土曜日(祝祭日除く) 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○ 田中賢司 社会福祉法人守皓会評議員・苦情解決委員会第三者委員

(有田市箕島 585 電話 0737-83-1100)

○ 有田市役所＝高齢介護課(受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等除く))

(有田市箕島 50 電話 0737-83-1111)

○ 和歌山県国民健康保険団体連合会＝受付時間 9:00～17:00(月曜日～金曜日)

(和歌山市吹上 2 丁目 1 番 22 電話 073-427-4673)

○ 和歌山県運営適正化委員会＝受付時間 9:00～17:30(土・日・祝日等除く)

(和歌山市手平 2 丁目 1-2 電話 073-435-5527)

13. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービスを提供した日から 5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者または他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、身体等を拘束する場合があります。その場合は、施設長や職員で構成する合議制の委員会でその可否を判定することとし、生活相談員等を通じて家族への説明責任を果たすと共に、その状況を記録に記載するなどして、適切な手続をとるものとします。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。但し、ご契約者の医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦ 施設サービスの提供により事故が発生した場合には、可能な限り速やかにご家族や市町村に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとします。
- ⑧ 協力医療機関、嘱託医師、看護師、介護職員の配置によりご契約者の心身の状態が入居後、著しく変化し重度化した場合でも対応できる体制を整備しています。(但し、嘱託医師、かかりつけ医師等の判断により入院治療が必要と判断される場合には、入院していただくこととなります。)

14. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	意見箱設置
	年 1 回アンケート調査実施
	結果開示
	あり
第三者による評価の実施状況	未実施

15. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会

面会時間は午前 8 時 30 分から午後 9 時です。事務所前のカウンターにある面会簿に、ご契約者の名前・面会される方の名前・続柄・面会時刻を記入してください。尚、栄養管理・健康管理の関係上、食物の持ち込みはご遠慮ください。

(2) 外出・外泊

外出及び外泊を希望される場合は、外出(泊)先・外出(泊)日時・帰苑日時・用件等を前もって事務室に連絡し、当施設の承諾を得てください。食事が不要な場合は前日までにお申し出ください。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙及び就寝後の喫煙は禁止いたします。また自己管理がで

きない方については、施設でたばこ・ライターを管理させていただきます。

(4)施設・設備の利用

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合は、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

また、ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置ができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシーについて十分な配慮を行います。

(5)宗教活動等

当施設の職員や入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教・政治活動、営利活動はできません。

16.重度化した場合における対応に係る指針

(1)当施設における看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛をできるだけ和らげ、死に至るまでの期間を充実して生き抜くことを目的として援助することです。よって、ご本人又はご家族の生前意思の確認を行い、尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行わなければならないと考えます。

また、終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することが考えられます。施設での看取り介護は、親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、施設はご契約者または家族に対し、以下の確認を事前に行い理解を得ることとなります。

①施設における医療体制の理解

病院と違い、常勤医師の配置はありません。また、夜間は看護職員が不在で、緊急時の連絡により駆けつける待機体制となります。

②病状の変化等に伴う緊急時の対応について

看護職員が嘱託医・協力医療機関と連絡をとり、判断いたします。夜間においては夜勤介護職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護職員・協力医療機関と連絡をとって指示を仰ぎます。

③ご家族と24時間の連絡体制を確保していることが必要です。

④看取りの介護に対して、ご家族の同意を得ます。

(2)看取り介護の具体的支援内容

①ご契約者に対する具体的支援

ア)栄養・水分

他職種が協力し、ご契約者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等の確認を行います。

イ)清潔

身体状況に応じ清拭を行い、清潔保持に努めます。

ウ)苦痛緩和

身体状況に応じた安楽な体位の工夫等に努めます。

②家族に対する支援

変化していく身体状況については、定期的に医師より説明が行われます。又、死後の援助として遺留金品の引き渡し、荷物整理等を行います。

(3)看取り介護の流れ

①看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師よりご契約者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものです。

②医師からの説明

- ア) 医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、生活相談員を通じ当該利用者の家族に連絡をとり、日時を定めて施設において医師よりご契約者又は家族へ説明を行います。
- イ) この説明を受けた上で、ご契約者又は家族はご契約者が当施設で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することができます。医療機関入院を希望する場合は、施設は入院に向けた支援を行います。

③看取り介護の実施

- ア) 家族が施設内で看取り介護を行うことを希望した場合は、介護支援専門員は医師、看護職員、介護職員、栄養士等と協働して看取り介護計画(同意書)を作成します。
- イ) 看取り介護の実施に関しては、原則として個室で対応させていただきます。
- ウ) 看取り介護を行う際は、医師、看護職員、介護職員等が共同で週に1度以上ご契約者又は家族への説明を行い、同意を得るものとします。
- エ) 施設の全職員は、ご契約者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるよう支援に努めます。

(4)夜間緊急時の連絡と対応について

当施設の夜間緊急時の連絡・対応マニュアルによって適切な連絡を行います。

(5) 協力医療機関との連携体制

当施設は協力医療機関である桜ヶ丘病院(医療法人千徳会)との連携により、365日・24時間の連絡体制を確保しており、必要に応じ健康上の指示を受けることができる体制をとっております。

(6)看取りに対する職員教育

定期的な研修機会を設け、看取り介護の目的を明確にし、死生観教育を行います。

(7)看取り介護加算請求上の注意

- 1) 看取り介護加算費用については死亡月に算定するため、入院などにより退所した翌月に亡くなられた場合は、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。
- 2) 看取り介護を行うにあたり、施設は、ご契約者が入院などにより退所した後も、その心身状態について医療機関と情報共有し、継続的な関わりを保ちます。

17.連帯保証人

- 1 連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額30万円を限度とします。

令和 年 月 日

地域密着型特定施設入居者生活介護サービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

住 所 和歌山県有田市港町9番地1
事業者名 社会福祉法人 守皓会
ケアハウス愛宕苑
法 人 和歌山県有田市宮崎町911番地
社会福祉法人守皓会
代表者氏名 理事長 成川 暢彦 ㊟

説明者氏名 ㊟

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け同意すると共に、本書面を受領しました。

契約者

住所 _____

氏名 _____ ㊟

代理人(身元引受人兼連帯保証人)

住所 _____

氏名 _____ ㊟

続柄 _____